学校体育施設利用上の注意事項　申請時、スポーツ振興課へ提出

学校体育施設の利用にあたっては、学校教育に支障のない範囲で実施を認めています。学校行事等で希望の日時に施設が使用できない場合がありますのであらかじめご承知ください。また、スポーツ利用の他に子どもたちが自由に遊び場として利用できる遊び場利用も実施しています。原則、遊び場利用の時間帯のスポーツ利用はできません。
これまでも注意事項についてはご案内してまいりましたが、**令和８年度の利用において特に学校及び近隣住民の方から多く寄せられた意見等**を以下にまとめています。学校体育施設利用にあたっては、これらの点に十分ご留意のうえ、適正な利用をお願いいたします。

●学校施設や備品に破損や汚損等の被害を与えた場合は、速やかに管理員に報告してください。
利用後は団体内の皆さまで体育館及び校庭の状態をご確認いただき、万が一破損等がございましたら、どんな些細なことでも学校管理員へご報告ください。

●周辺にお住いの方にご配慮をお願いいたします。
・送迎時の周辺道路への路上駐車や、横列（並走）での自転車走行はおやめください。
・夜間活動前や活動後に学校周辺での会話等はお控えください
・校庭利用の少年団体の指導者の声に関して、指導上の大声を不快に感じる方からの苦情が複数校で届いています。夜間だけでなく休日の昼間でも音に関する苦情が多いです。周辺にお住まいの方へ十分な配慮をお願いいたします。
・学校施設内での喫煙はおやめください。また、施設周辺での喫煙につきましてもご配慮いただきますようお願いいたします。

●学校内の駐車スペースは限られています。原則各校の駐車可能台数の半分を校庭利用団体、半分を体育館利用団体用の台数としますので管理員の指示に従ってください。ただし、各校の駐車可能台数の範囲内であれば、校庭利用団体と体育館利用団体の間で調整していただくことは可能です（学校、スポーツ振興課、管理員は調整のお手伝いは致しません）。調整後は**必ず両団体から管理員に報告**をしてください。報告が１団体からだけの場合には変更が認められない場合があります。なお、各団体の駐車台数を超える数の自動車利用がある場合は近隣のコインパーキング等をご利用ください。また、**送迎を含め、周辺道路や近隣の施設などに駐車しないでください。**学校施設の利用を許可されていない時間は学校に駐車・駐輪はできません。

従来通り以下の注意事項も併せてご確認ください。
●利用できるのは登録団体のみです。他団体等に利用を譲る行為は禁止です。また、原則として登録名簿に記載してある方以外は利用できません。メンバーが増えた場合などはスポーツ振興課に変更申請をしてください。対外試合等、名簿にない方も学校体育会施設を利用する場合は、**前月の利用申請書提出の際、利用目的欄にチーム名や人数を記載して提出**してください。

●学校行事により施設が利用できない日があっても代替の施設の案内は致しません。学校施設の改修工事等により長期間（おおむね３か月を超える期間）施設が利用できない場合は、他の学校施設に空きがある場合にのみご紹介します（活動日の確保は保証できません）。複数枠で活動し２枠以上活

動枠を確保している団体は他校施設の利用は極力ご遠慮ください。
●利用時間は　午前：9：00～12：00
　　午後：13：30～16：30
　　夜間：18：00～21：00（中学校は 19：00～21：00）
　で、準備から片付けまでが利用時間に含まれます。必ず**時間までに学校敷地内から退出してください。**令和４年度から始まった拡充型放課後子ども教室事業が順次拡大し、将来全小学校で実施されます。夕方の校庭や体育館は放課後子ども教室で利用します。スポーツ利用は時間を守ってご利用ください。

●校舎や体育館の舞台・放送室等利用施設以外に立ち入らないでください。

●万が一施設に破損・汚損等の被害を与えた場合は速やかに管理員に連絡してください。対外試合等で他団体の方が施設に被害を与えた場合も、利用団体が責任をもって賠償等の対応をしてください。

●活動を続けることができないケガ等があった場合は救急車を呼ぶ等、適切に対応するとともに管理員に報告してください。

●「立川市学校体育施設利用規則」第３条の規定により、営利を目的とした団体（営利団体）は学校体育施設を利用できません。登録した団体が営利団体かどうかの判断基準については、会費の金額等で一律に決められるものではありませんが、市では以下のいずれかに当てはまる場合を一つの目安として考えています。
・指導者が団体を運営しており、月謝・会費等を設定して会員を募集し、それを業としている
・実費相当額を超える会費を徴収して継続的に行う教室等
営利活動の可能性があると思われる場合、団体の規約や予算・決算書、運営方法についてご確認ください。

●登録内容や利用状況等の事実関係の確認が必要になった場合、実態調査や必要な書類の提出を求める場合があります。ご協力ください。

上記の注意事項を団体内で周知徹底の上、遵守して施設を利用してください。注意事項を守られない構成員がいた場合や不適切な利用があった場合、施設利用の一時停止をする場合や団体登録を取り消す場合があります。

学校体育施設利用上の注意事項について確認しました。また、同じ内容が記載された「学校体育施設利用上の注意事項（団体控え）」を受け取りました。

令和　　年　　月　　日

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　確認者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿